

○ 情報入手先

1 化管法などの参考

1 愛知県のウェブページ あいちの環境 化学物質とP R T R	
URL	https://www.pref.aichi.jp/site/prtr/
掲載項目	P R T R制度、愛知県の条例・指針、愛知県の取組
特徴	化学物質情報等へのリンク掲載

2 環境省 環境省のホームページ P R T Rインフォメーション広場	
URL	https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html
掲載項目	P R T R排出量等算出マニュアル（電子版）、P R T R開示請求、集計結果公表、P R T Rデータ地図上表示システム
特徴	P R T Rに関する環境省のページ

3 経済産業省製造産業局化学物質管理課 化学物質排出把握管理促進法のホームページ	
URL	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/
掲載項目	P R T R排出量等算出マニュアル（電子版）、P R T R開示請求、化管法解説、P R T R公表
特徴	化管法に関する経済産業省のページ

2 化学物質の性状等に関するデータの入手先

1 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム NITE-CHRIP	
URL	https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop
掲載項目	P R T R制度対象物質の性状や有害性情報、化審法既存化学物質の安全性点検データ、国内法規制対象物質等
特徴	安全性点検結果や諸外国の法規制対象物質が確認できる。

2 国立医薬食品衛生研究所 健康・安全性関係ホームページ	
URL	https://www.nihs.go.jp/index-j.html
掲載項目	医薬品、食品、化学物質、環境に関する健康・安全情報
特徴	化学物質に関する安全対策の情報が豊富である。

3 中央労働災害防止協会安全衛生情報センター	
URL	https://www.jaish.gr.jp/
掲載項目	化学物質の危険・有害性情報、災害事例、安全健康関係リンク情報
特徴	化学物質による災害事例を掲載している。リンクから、労働安全衛生法に基づいて公表された化学物質の検索やモデルSDSの閲覧が可能。

4 独立行政法人 国立環境研究所 化学物質データベース Webkis-plus	
URL	https://www.nies.go.jp/kisplus/
掲載項目	化学物質検索、法規制の状況、発がん性及び環境評価データ
特徴	地方自治体の管理物質、諸外国における化学物質影響評価データが確認できる。Kis-net と連携し、構造式を表示。

○ 電子申請・届出システム

特定化学物質取扱量届出書及び特定化学物質等管理書作成(変更)提出書の提出は電子申請・届出システムの対象手続きとなっています。

1 電子申請・届出システムの概要

電子申請・届出システムは、県の機関への申請・届出等の行政手続を、インターネットを利用して行うことができるようにするサービスです。

従来の申請・届出等は、行政窓口へ郵送するか持参して提出する必要がありましたが、電子申請・届出システムを利用すれば、従来の窓口申請に加えて、自宅や職場から原則として24時間365日申請・届出等を行うことができます。

2 運用時間

原則として24時間（ただし、システムのメンテナンス等のため、運用を停止することがあります。）

3 対象手続（化学物質関係）

特定化学物質取扱量届出書

特定化学物質等管理書作成(変更)提出書

4 利用方法

(1) 「あいち電子申請・届出システム」

(<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi>) を開きます。

(2) 団体選択から提出先（愛知県又は各中核市）を選択します。

(3) キーワード検索から、該当手続を選択し、必要事項を入力します。

5 お問い合わせ先

お問い合わせは各手続きの手続き説明に記載されている問合せ先（自治体担当課）にお問い合わせください。

○ 取扱量届出書チェック項目一覧表

様式	記入項目	チェック項目	チェック欄	
様式第 46	提出日	日付は窓口に提出する日か。 6月30日（土日の場合は次の月曜日） 以前か。		
	宛先	事業所の所在地を所管する東三河総局長・ 県民事務所長又は中核市長になっている か。		
	届出者	郵便番号	大口事業所等で取得している個別郵便番号 ではなく、地域で使用している郵便番号を 記入したか。	
		住所	事業者（本社）の住所か。	
		氏名	法人の場合は法人名と代表者名を記入した か。	
		代理人	代理人は工場長等の適正な役職か。委任状 は添付しているか。	
	事業所の名称	工場、事業場等の名称か。		
	前回の届出における事 業所の名称	前回届出時の事業者の名称が変更された場 合のみの記入か。		
	事業所の所在地	工場、事業場等の所在地か。		
	事業所において常時使 用される従業員の数	事業者（会社）全体の従業員数でなく、事 業所の従業員数を記入したか。		
	事業所において行われ る事業が属する業種	対象業種及びその産業分類番号となってい るか。		
主たる業種	対象業種の中で製造品等の出荷額・売上額 が最も多い業務に関係する業種になってい るか。			
連絡先	連絡先を記入したか			
別紙	番号	1から連続する番号を記入したか。		
	管理番号	第一種指定化学物質の管理番号順に記入し たか。		
	特定化学物質の名称	名称に別名がある場合は別名を記入した か。		
	取扱量	kg単位、有効数字2桁で記入したか。		

○ 特定化学物質等管理書作成チェック項目一覧表

様式	記入項目	チェック項目	チェック欄	
様式第 47	提出日	日付は窓口に提出する日か。 管理書作成義務が生じてから6か月以内か。		
	宛先	事業所の所在地を所管する東三河総局長・ 県民事務所長又は中核市長になっているか。		
	届出者	郵便番号	大口事業所等で取得している個別郵便番号ではなく、地域で使用している郵便番号を記入したか。	
		住所	事業者（本社）の住所か。	
		氏名	法人の場合は法人名と代表者名を記入したか。	
		代理人	代理人は工場長等の適正な役職か。委任状は添付しているか。	
	事業所の名称	工場、事業場等の名称か。		
	事業所の所在地	工場、事業場等の所在地か。		
	事業所において常時使用される従業員の数	事業者（会社）全体の従業員数でなく、事業所の従業員数を記入したか。		
	事業所において行われる事業が属する業種	対象業種及びその産業分類番号となっているか。		
	主たる業種	対象業種の中で製造品等の出荷額・売上額が最も多い業務に係る業種になっているか。		
	変更の概要	変更の場合、変更前及び変更後の内容の概要を対照させたか。		
	連絡先	連絡先を記入したか		
	管理書	方針及び管理計画	方針は化学物質適正管理のための方針となっているか。	
管理計画には具体的な削減目標、対策、達成時期等を記載したか。				
化学物質の名称		管理対象の特定化学物質を全て記載したか。		
取扱施設における管理方法		フローシート等により、事業所の実情に合った排出防止対策をわかりやすく記載したものであるか。		
管理組織		管理責任者及び担当者を選任したか。		
		組織図はあるか。		
		教育・訓練について記載したか。		
事故の予防及び事故発生時の措置	事業所の実情に合った事故の予防及び事故発生時の措置について記載したか。			
	連絡体制について記載したか。			

○ 届出・提出先一覧表

事業所の所在地を所管する下記の県事務所等へ届出書等を提出してください。

県事務所	所管市町村
東三河総局県民環境部（環境保全課） 〒440-8515 豊橋市八町通5-4 TEL（0532）54-5111（代表）	豊川市、蒲郡市、田原市
東三河総局新城設楽振興事務所 （環境保全課） 〒441-1365 新城市字石名号20-1 TEL（0536）23-2111（代表）	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張県民事務所（環境保全課） 〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1 TEL（052）961-7211（代表）	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町
海部県民事務所（環境保全課） 〒496-8531 津島市西柳原町1-14 TEL（0567）24-2111（代表）	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
知多県民事務所（環境保全課） 〒475-8501 半田市出口町1-36 TEL（0569）21-8111（代表）	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所（環境保全課） 〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 TEL（0564）23-1211（代表）	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
西三河県民事務所（豊田加茂環境保全課） 〒471-8503 豊田市元城町4-45 TEL（0565）32-7494	みよし市
豊橋市役所（環境部環境保全課） 〒440-8501 豊橋市今橋町1 TEL（0532）51-2111（代表）	豊橋市
岡崎市役所（環境部環境保全課） 〒444-8601 岡崎市十王町2丁目-9 TEL（0564）23-6000（代表）	岡崎市
一宮市役所（環境部環境保全課） 〒491-0201 一宮市奥町字六丁山8番地 一宮市衛生処理場 TEL（0586）45-7185	一宮市
豊田市役所（環境部環境保全課） 〒471-8501 豊田市西町3-60 TEL（0565）31-1212（代表）	豊田市

化学物質適正管理届出等の手引き
令和7年4月改正

愛知県環境局環境活動推進課環境影響・リスク対策グループ

〒460-8501

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

電話 052-954-6212 (ダイヤルイン)

<https://www.pref.aichi.jp/site/prtr/>